

令和4年7月13日

安平町長 及川 秀一郎 様

安平町町民自治推進委員会
委員長 竹内 亨

申 送 書

第3期の町民自治推進委員会では、まちづくり基本条例及び町民参画推進条例が的確に運用され、多様な主体の協働によるまちづくりや町政運営への参画をはじめとした「町民自らが考え行動する町民自治の実現」が図られるよう、まちづくり基本条例に関連する各種テーマに沿って調査審議を行って参りました。

つきましては、下記のとおりこれまでの2年間の調査審議の成果をまとめましたので、今後のまちづくり基本条例関連施策の推進等にあたって、次期委員会において下記の内容について継続審議いただくよう申送りいたします。

記

1. 「子どもにやさしいまち」の理念に基づくまちづくり基本条例の見直し・検討について

まちづくり基本条例の調査審議を進めるにあたり、安平町が現在取り組んでいる「子どもにやさしいまち」をテーマに、安平町の取組み状況や実情について整理をしてきたところです。安平町は、日本ユニセフが委嘱する「子どもにやさしいまちづくり実践自治体」として、子どもの権利実現とまちづくりへの参画について、評価・検証を行いながら子どもにやさしいまちを目指しており、学校をつくる会のほか、学校授業や事業などにおいて、子ども達がまちづくりに参加できる場が創出されている状況を目の当たりにしてきました。

しかしながら、まちづくり基本条例においては、子どもが健やかに育つ環境の整備に努めることとされているものの、明確に子どもの権利やまちづくりへの参画について謳われておらず、実際の取組み状況との乖離が生じている状況にあることから、まちづくり基本条例の見直し・検討が必要と考えます。

また、現在安平町において実施される「子どもにやさしいまち」に関連する各種取組みが、今後も継続して行われ、かつ、これら取組みが風化しないように、まちづくり基本条例もしくは関連条例において整理されることが必要と考えます。

補足事項【ユニセフ日本型 CFCI（子どもにやさしいまちづくり事業）の理念】

- CFCI とは、子どもの権利条約に明記されている子どもの権利を実現することに積極的に取り組む自治体（コミュニティ）のことであり、本事業は子どもの意見を聞き、自治体運営に新たな視点を取り入れる取組みのことで、
- 子どもたちが本来持つ資質を大切にすることにより、子どもたち自身が“まち”に関心を抱き、事業に参画することで、町の活性化・人の交流が促進されます。このような流れが全ての人にやさしいグローバルな取組みとなり、みんなの地球を守ることに繋がり、持続可能なみんなにとっての“まち”になるのです。

2. 成年年齢の引下げに伴う町民参画関連条例の見直し・検討について

我が国では、民法の定める成年年齢を 20 歳から 18 歳に引き下げる内容とする改正法が、令和 4 年 4 月 1 日から施行されています。これにより、各種年齢要件の規定が変更され、責任が伴う一方で、保護者の同意を不要とした自己決定権を有し、さらには、若い方の積極的な社会参加が期待されています。その他、近年では、憲法改正国民投票の投票権年齢や公職選挙法の選挙権年齢などが 18 歳と定められるなど、18 歳、19 歳の方にも国政上の重要な事項の判断への参加を促すための政策が進められています。

安平町においても 18 歳以上 20 歳未満の方が公的な役割を果たし、社会に参加していくことを促す必要性があると考えます。具体的な例として、安平町町民参画推進条例の参画手続きである「町民政策提案制度」及び安平町町民自治推進委員会の選定方法等に関する要綱の「委員の選定方法」について、現在満 20 歳以上の方を対象としているものを 18 歳以上とすることで、若い方の意見をまちづくりに反映させることが可能になると考えます。つきましては、町民参画関連条例における年齢要件の見直しの検討を進める必要があると考えます。

付帯意見（第 3 期町民自治推進会）

- 18 歳までと限定的にしていることが「子どもにやさしいまち」の理念との矛盾を生んでいる可能性がある。ただし、現時点では、年齢条件を設定せずに取り扱うことは運営上も課題があると認識しており、もう少し熟考が必要とも考える。
- 成年年齢の引下げに伴い、町民参画関連条例・要綱の年齢要件を 18 歳まで引下げることは良いが、子どもの参画が増えてきたことを要因として 18 歳以下まで拡大する必要はないと考える。

以上